

論点に対する回答

省 庁 名	経済産業省
論 点	<p>以下の論点について、下記回答欄にご回答ください。</p> <p>株主総会のプロセスについては、近年電子化が進められてきているが、新型コロナウイルス感染症の影響及びDX推進の観点から、デジタル化のニーズがさらに加速している。</p> <p><論点①></p> <p>ハイブリッド参加型バーチャル株主総会及びハイブリッド出席型バーチャル株主総会の実施にあたって、実施可否の具体的な要件や、株主総会決議取消の訴えのリスクへの対応等について、明確化を望む声がある。バーチャル株主総会の実施を推進するため、明確化すべき点について、経済界の声を把握の上、ガイドラインやQ&A等によってさらに明らかにするべきではないか。</p> <p>例えば、ハイブリッド参加型に関しては、以下の事項が示されるべきではないか。</p> <p>(a) 映像通信なしの音声通信のみによる開催が認められること。</p> <p>(b) 通信回線安定の観点から、会社は、オンラインでの株主の参加枠（人数）を合理的な範囲に制限できること。</p> <p>(c) 役員が総会当日にオンラインで出席する場合、役員としての説明義務を果たせる態様である限り、当該役員は株主総会に法的に出席しているものといえること。総会における議事進行等を支障なく行える仕組みが整備されている限り、総会議長のオンラインによる出席でもその職責を果たせること。</p> <p>(d) コロナ対策に関する会社と個人株主等との間の各種連絡（例えば、入場の事前登録行為など）について、郵便等の書面以外のインターネット等の手段によることが認められること。</p> <p>(e) リアル出席株主のプライバシー権や肖像権保護等の観点から、会社は、オンライン参加の株主に対し、総会の録音・録画・転載を禁止できること。</p> <p>また、例えば、ハイブリッド出席型に関し、以下の事項が明らかにされるべきではないか。</p> <p>(a) 信頼性のあるシステムを使用することを前提に、仮に通信障害が発生した場合などでも、企業としての合理的判断を経て採用されたシステムであれば十分であること。</p> <p>(b) 本人や代理人以外の第三者によるなりすましの危険性についても、会</p>

社側が本人確認のための合理的な方策をとっていれば十分であること。

- (c) 過年度のリアル出席株主数及びハイブリッド出席型の導入によりオンライン出席に移行すると予想される割合から合理的に導かれるリアル出席株主数が収容可能な会場を用意していれば十分であること。また、感染症拡大時には、会場での株主等の三密を避けるため、より収容可能数を限定できること。
- (d) オンライン出席株主から質問フォームにて投稿された質問事項も含め、その取り上げ方（質問者の指名）は、恣意的な運用とされない範囲で議長の合理的議事進行に委ねられること（例えば、リアル出席の場合には、株主が事前に質問状を提出していたとしても、総会当日に挙手し、指名されたあと質問事項を発言して初めて会社に説明義務が生じることから、仮にオンライン出席株主の質問に関し、質問フォームにて投稿されたものすべてに会社が回答しなければならないとすると、リアル出席株主との平等な取扱いが図れない）。

<論点②>

バーチャルオンリー型株主総会については、すでに諸外国でも実現しているところ、日本においても今後の実現が望まれている。ハイブリッド型バーチャル株主総会の着実な普及を推進するとともに、バーチャルオンリー型株主総会についての検討に着手すべきではないか。また、法改正も見据え、工程表を作成の上、早期実現に向けて取組むべきではないか。

※用語は、「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」（2020年2月26日策定 経済産業省）に準拠

【回 答】

①ご指摘のとおり、株主総会プロセスのデジタル化は重要な課題と認識。その中で、経済産業省では、本年2月に「ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施ガイド」を公表したところ。本ガイドの活用状況や本年の株主総会におけるハイブリッド型バーチャル株主総会の実施状況に関する経済界の声の把握に取り組む中で、ハイブリッド型バーチャル株主総会は、株主の出席機会を拡大するとともに、株主との対話の機会の拡大に資するという声が見られた。企業と株主による対話の充実に向けて、ハイブリッド型バーチャル株主総会の実施の推進のため、必要な対応を行っていくことに前向きに取り組んでいく。

②株主総会プロセスにおける電子的手段の更なる活用の在り方など新たな株主総会の在り方について、関係省庁で連携して検討を行っているところであり、バーチャルオンリー型株主総会についての制度的対応も含め、前向きに取り組んでいく。